高知県農業会議担い手支援事業費補助金交付要領の改正概要

高知県農業会議担い手支援事業費補助金交付要綱の改正に伴い、以下のとおり改正する。

○継続区分

・事業区分の改変に伴い、令和２年度及び令和３年度の採択者を採択時要綱の内容で支援する「継続区分」を新設する。

・「継続区分」の交付申請は、前年度以前に承認を受けた事業内容に変更がない場合に限り、研修生からの事業実施申出書（旧様式第１号の２）、地域担い手協議会からの事業実施申請書（様式第３号）、市町村長等からの事業実施申請書（様式第４号）及びその添付書類、誓約書（別紙）写しの提出は不要とする。

○青年農業者支援区分（別記１）

・専業農家育成支援区分を改変し、就農時49歳以下の者を支援する「青年農業者支援区分」

とする。

・専業農家育成支援区分のうち活用実績の無い中山間地域タイプを廃止する。

・上乗せ支援の対象とする国の研修事業を就農準備資金及び雇用就農資金とし、上乗せ額は

いずれも２．５万円 / 月以内とする。

・研修プログラムについて、補助事業者及び派遣研修先と事前協議のうえ作成することとす

る。

○専業シニア支援区分（別記２）

・専業農家育成支援区分を改変し、就農時50歳以上64歳以下の者を支援する「専業シニ

ア支援区分」を新設する。

○後継者育成支援区分（別記３）

・後継者育成発展支援区分を改変し「後継者育成支援区分」とする。

・事業タイプを「研修機関受講タイプ」と「地域講座受講タイプ」に改変し、栽培する品目

による支援額の差を解消する。

・後継者育成発展支援区分のうち活用実績の無い親元発展タイプを廃止する。

○研修受入支援区分（別記４）

・雇用就農資金の研修生を受入れる場合の謝金を８万円 / 月以内とする。

・専任の研修指導者がいる場合の研修生の同時受入人数の上限を、研修事業の種類にかかわらず３人までとする。

・返還要件を新設する。

〇補助事業者（市町村等）の公印省略

・要領様式における市町村長印等の押印を省略可とする。

〇「重要事項」の説明者及び「重要事項確認書類」の提出先の変更

・補助金の返還事由が生じた場合は、市町村等が研修生等に直接返還命令を行うことになるため、重要事項の説明及び重要事項確認書類の提出先は市町村等とする。

（「重要事項確認書類」の写しを農業会議への申請書に添付する）

〇「実績報告」の提出期限の追加

・「補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日」又は「補助事業の実施年度の３

月31日のいずれか早い日まで」に加え、「これにより難い場合は、翌年度の4月7日まで」を追加する。